

最高人民裁判所裁判官評議会

No: 01/2011/NQ-HDTP

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ 2011 年 7 月 29 日

行政訴訟法の施行に関する国会議決 2010 年 11 月 24 日 56/2010/QH12 の

一部の規定の施行を指導する決議

最高人民裁判所裁判官評議会

人民裁判所組織法に基づき

行政訴訟法の施行に関する国会議決 2010 年 11 月 24 日 56/2010/QH12 の規定を正しく統一的に施行するため

最高人民検察院長官及び司法大臣の統一意見を聞いた上で

決議

第1条 行政訴訟法の施行日前に法的効力が生じた裁判所の判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立期限

1. 行政訴訟法の公布日（2010 年 12 月 7 日）以前に法的効力が生じた裁判所の判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立期限は、行政事件解決手続令 69 条 1 項及び 2 項の規定を適用し、具体的には以下のとおりとする。
 - a) 監督審手続に従った異議申立期限は、裁判所の判決、決定に法的効力が生じた日から起算して 1 年である。
 - b) 再審手続に従った異議申立期限は、異議申立権者が、行政事件解決手続令 67 条 2 項に規定する再審手続に従った異議申立をするための根拠を知った日から起算して 1 年である。
2. 行政訴訟法の公布日（2010 年 12 月 7 日）以降に法的効力が生じた判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立期限は、行政訴訟法 211 条、215 条、236 条の規定を適用し、具体的には以下のとおりとする。
 - a) 当事者が、裁判所の判決、決定に法的効力が生じた日から起算して 1 年の期限内に監督審手続に従って異議申立の提案状を提出しない場合は、監督審手続に従った異議申立期限は、裁判所の判決、決定に法的効力が生じた日から起算して 2 年である。
 - b) 当事者が、裁判所の判決、決定に法的効力が生じた日から起算して 1 年の期限内に監督審手續に従って異議申立の提案状を提出している場合は、監督審手續に従った異議申立は、行政訴訟法 215 条 2 項の規定による（裁判所の判決、決定に法的効力が生じた日から起算して 2 年の期限が経過したのに異議申立がない場合で、判決、決定の中に重大な法律違反を発見した場合には、異議申立権者はその判決、決定に対して監督審手續に従い異議申立をすることができる。）。
 - c) 再審手續に従った異議申立期限は、異議申立権者が、行政訴訟法 233 条に規定する再審手續に従った異議申立をするための根拠を知った日から起算して 1 年である。
3. 国会決議 56 号 2 条 1 項 a 号及び b 号に規定し、本条 2 項に指導される異議申立期限内であることを根拠付けるために、監督審の管轄裁判所は、監督審手續に従った異議申立の提案状を受理簿に記

入しなければならず、当事者に対して提案状が受理されたことを通知しなければならない。本条 2 項 b 号によって指導される場合、監督審異議申立者は、当事者から規定された期限内に監督審提案状を受け取ったことを証明しなければならない。必要がある場合は、監督審の管轄裁判所は、当事者に対して、規定の期限内に監督審の手續に従った異議申立提案状を提出したことの証明を要求することができる。

第2条 法的効力が生じた裁判所の判決、決定に対する監督審、再審手續に従った異議申立についての行政訴訟法の適用

1. 行政訴訟法の施行日（2011 年 7 月 1 日）以降については、その日以前に法的効力が生じた裁判所の判決、決定に対する監督審、再審手續に従った異議申立については、行政訴訟法の規定に従った手續が適用される。
2. 解決の時点で行政訴訟法の手續に従い裁判所によって正しく解決された行政事件及び行政訴訟法の施行日（2011 年 7 月 1 日）以前に法的効力が生じた裁判所の判決、決定については、監督審、再審手續に従った異議申立をするために行政訴訟法の規定を根拠とすることはできない。

第3条 行政事件の審理についての行政訴訟法の適用

1. 行政訴訟法の施行日（2011 年 7 月 1 日）以降については、行政訴訟法の施行日以前に受理した行政事件の第一審の審理、行政訴訟法の施行日以前に裁判所が既に第一審の審理をした控訴審の審理、行政訴訟法の施行日以前に監督審、再審の異議申立があつた法的効力を生じた判決決定についての監督審、再審の審理は、それぞれ行政訴訟法に對応する規定による。

第4条 国会決議 56 条に規定する土地管理に関する行政決定、行政行為に対する訴願の受理条件

1. 裁判所は、以下の条件を満たすときに限り、国会決議 56 号 3 条に規定する土地管理に関する行政決定、行政行為（2003 年土地法 6 条 2 項に規定される土地に関する国家管理の内容）の訴願の解決を受理する。
 - a) 行政訴訟法の施行日（2011 年 7 月 1 日）から起算して、1

- 年の期限内になされた訴え提起。
- b) 提訴人が、2006 年 6 月 1 日から行政訴訟法の施行日（2011 年 7 月 1 日）までに、県、群、市、省直轄市の人民委員会の主席、省、中央直轄市の人民委員会の主席に対して不服申立をしたが、不服申立が未解決である、又は、既に解決されたが不服申立人が不服申立の解決に同意しておらず、まだ人民裁判所に行政事件を提起していない、あるいは、人民裁判所に行政事件を提訴したが、裁判所が、提訴状を返却したか；あるいは、行政事件解決手続令 41 条 3 項の規定に基づき行政事件の解決を停止した場合。
2. 本条 1 項 b 号において事件の解決を停止する決定を出している場合で、当事者が提訴状を出している時は、裁判所は、国会決議 56 号 3 項に基づき解决受理をする。
3. 国会決議 56 号 3 条に規定し、本条 1 項において指導される訴願を受理するときは、当事者に対して、行政訴訟法 72 条 1 項の規定に従い、証拠の提出を要求するほか、提訴人に対して、2006 年 6 月 1 日から行政訴訟法の施行日までに、県、群、市、省直轄市の人民委員会の主席、省、中央直轄市の人民委員会の主席に対して不服申立を行ったことを証明する資料、証拠の提出を要求しなければならない。提訴人が、不服申立をしたことを証明する資料、証拠を提出することができない場合は、裁判所は、不服申立解决の

権限のある機関に対して、提訴人が不服申立をしたことについての資料、証拠及び不服申立解决記録（ある場合）を裁判所に提出するように要求する。不服申立解决の権限のある機関が、まだ提訴人が不服申立をしていない旨報告した場合は、裁判所は解决受理をしない。

4. 国会決議 56 号 3 条に規定し、本条 1 項において指導される訴願の解决は、行政訴訟法の規定による。

第5条 施行の効力

2011 年 7 月 1 日最高人民裁判所裁判官評議会によって承認されたこの議決は、発布の日から起算して 45 日後に施行するものとする。

最高裁判所裁判官評議会
最高人民裁判所長官
チュン・ホア・ビン

最高人民裁判所裁判官評議会

No: 02/2011/NQ-HDTP

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ 2011 年 7 月 29 日

行政訴訟法の一部の規定の施行を指導する決議

最高人民裁判所裁判官評議会

人民裁判所組織法に基づき

行政訴訟法（以下「行訴法」という。）の規定を正しく統一的に施行するために

最高人民検察院長官及び司法大臣の統一意見を聞いた上で

決議

第1章
一般規定

第1条 行訴法 28 条に規定する行政事件の提訴の対象となる行政決定、行政行為、競争事件処理決定

1. 裁判所に対して解決を要求するために提訴をする対象に属する行政決定は、決定の形式又は通知、結論、公文書などのその他の形式により表現された書面であり、国家行政機関、その他の機関、組織、又は機関、組織の中の権限のある個人によって発行され、行政管理活動における具体的な問題に関して具体的な 1 つ又はそれ以上の対象に対して 1 度適用される行政決定の内容を含み、提訴人が自身の適法な権利利益が侵害されたと認識されるものであって、以下のものを含む（機関、組織あるいは機関・組織の中で審査権を持つ個人が、個人、機関、組織の要求に基づき、個人、機関、組織に対して、具体的な事務の解決・処理に關連する記録・資料の補充・提出を要求する内容の報告文書を除く。）。
 - a) 行政管理活動の中で具体的な事故を解決し処理するにあたり、国家行政機関、その他の機関、組織、又は機関、組織の中の権限のある個人によって発行された行政決定
 - b) 本項 a 号において指導される行政決定が不服申立の後、その一部又は全部が、修正、補充、変更、取り消された後に発行された行政決定

2. 裁判所に対して解決を要求するために提訴をする対象に属する行政行為は、国家行政機関、その他の機関、組織、又は機関、組織の中の権限のある個人の行為であって、法律の規定に基づく任務、公務を実現し、又は実現しないことである。どのような場合に、国家行政機関、その他の機関、組織の行政行為になるのか、国家行政機関、その他の機関、組織の中の権限のある個人の行政行為になるのか、どのような場合に任務、公務を実現しないといえるのか、の確定については、その任務、公務の権限、実現期限に関する法律の規定に基づかなければならず、以下のように分別される。

- a) 法律の規定によれば、具体的な任務、公務は、国家行政機関、その他の機関、組織に属する場合、国家行政機関、その他の機関、組織の中の個人が職務の割当、委任、委託に従いこれを行ったとしても、その行為は、国家行政機関、その他の機関、組織の行政行為であって、その行政行為を実現した個人の行政行為ではない。

《例》土地法 126 条の規定によれば、土地使用権の移転の

記録は社級の人民委員会に提出することになっている。

Nguyen Van A 氏は、規定に従って、X 社の人民委員会に土地使用権の移転申請資料を提出したが、X 社の人民委員会の書類受付職員の Tran Thi C 女史は、A 氏に書類を返却し、その理由を示さなかった。この場合、A 氏に対して書類を返却したことは、X 社の人民委員会の行政行為であって、Tran Thi C 女史の行政行為ではない。

- b) 法律の規定によれば、具体的な任務、公務の実現が、国家行政機関、その他の機関、組織の中の権限のある個人によることとなっている場合、権限のある個人の行政行為であって、割当、委託、委任を受けて直接行った者の行為ではない。

《例》法律の規定によれば、H 社の人民委員会の主席が、D 氏の土地領域の中での行政違反処罰決定の強制執行を実施する権限があったが、H 社の人民委員会の副主席に委任して、強制執行を実施させた。この場合、D 氏に対する行政違反処罰決定の強制執行は、H 社の人民委員会の主席のものであって、H 社の人民委員会の副主席のものではない。

- c) 法律の規定によれば、具体的な任務、公務の実現が、国家行政機関、その他の機関、組織によることとなっている場合で、法律の規定による期限が満了したが、国家行政機関、その他の機関、組織が、その任務、公務を実現しないときは、その任務、公務を実現しない不作為が、その国家行政機関、その他の機関、組織の行政行為であって、その国家行政機関、その他の機関、組織の中の個人に対して実現が割当、委託、委任された任務、公務ではない。

《例》経営登記に関する 2006 年 8 月 29 日政府議定 88/2006/NĐ-CP の規定によれば、A 省の投資計画局が、その省の行政区画内で設立した企業に対して経営登記証認書を発行する権限を有する。企業 N は、法令に従った経営登記に関する十分な資料を提出したが、法律に定められた期限を過ぎても、経営登記室は企業 N に対して経営登記証認書を発行しなかった。この場合、企業 N に対して経営登記証認書を発行しなかったことは、A 省の投資計画局に属する経営登記室の行政行為である。

- d) 法律の規定によれば、具体的な任務、公務の実現が国家行政機関、その他の機関、組織の中の権限のある個人によることとなっている場合で、法律の規定による期限が満了したが、国家行政機関、その他の機関、組織の中の権限のあ

る個人が任務、公務を実現しないときは、任務、公務を実現しない不作為は、権限のある個人の行政行為であって、その実現について割当、委託、委任を受けたその他の者のものではない。

〔例〕居住法 30 条の規定によれば、規定に従った十分な書類を受け取った日から 3 営業日の期限内に、社級の公安機関の長は、申請した世帯又は個人に対して、一時居住簿を発行しなければならない。X 女史は規定に従い十分な書類を提出し、N 社の公安機関の長に対して一時居住簿の発行を申請したが、3 営業日の期限を過ぎても、N 社の公安機関の長は X 女史に対して一時居住簿を発行しなかつた。この場合、X 女史に対して一時居住簿を発行しなかつたことは、N 社の公安機関の長の行政行為である。

3. 裁判所に対して行政事件の解決を要求するための提訴の対象に属する競争事件処理決定に関する不服申立解決決定は、競争法 5 章 7 項の規定に基づく不服申立を解決する競争事件処理決定における処理決定競争委員会、商業省大臣の決定であって、以下のものである。
 - a) 競争制限行為に関連する競争事件の処理における競争事件の審理合議体の決定についての競争委員会の不服申立解決決定
 - b) 不健全な競争行為に関連する競争事件の処理における競争管理機関の首長の決定についての商業省大臣の不服申立解決決定

第2条 行訴法 3 条 7 項に規定する被提訴人の確定

1. 行訴法 3 条 3 項の規定に従い、被提訴人とは、提訴を受けた行政決定、行政行為、懲戒免職決定、行政事件処理決定についての不服申立解決決定をし、あるいは選挙人名簿を作成した、個人、機関、組織である。被提訴人が、どの場合に個人になるのか、どの場合に機関・組織になるのかを、正しく確定するためには、その事件の解決権限に関する法律上の規定に基づかなければならぬ。単一の管理領域に関して行政決定の発行又は行政行為の実施に関する権限について複数の規定がある場合、被提訴人が、どの場合に個人になるのか、どの場合に機関・組織になるのかの確定は、専門的な法律に基づかなければならぬ。
〔例〕提訴を受けた行政決定が 2 つあり、その 2 つの行政決定は県級の人民委員会主席が署名したものであった（1 つは行政違反処罰決定、もう 1 つは世帯の土地回収決定）。各事件の解決権限に関する法律上の根拠については、違反処罰決定への提訴にかかる行政事件の被提訴人は、県級人民委員会主席個人であり（行政違反処理令 29 条）、世帯の土地回収決定への提訴にかかる行政事件の被提訴人は県級人民委員会である（土地法 44 条）。
2. 行訴法 3 条 1 項及び 2 項の規定における機関・組織における権限のある者とは、具体的かつ法律の規定に基づく職務・職名を有する者であり、その職務・職名のある者は、行政決定あるいは行政行為をする権限がある。具体的な個人が署名する行政決定あるいは行う行政行為であっても、その者は、その職務・職名という資格の下で、行政行為に署名し、行政行為を実施する権限がある場合には、その行政決定・行政行為は、職務・職名の責任者としてのものになる。
〔例〕Nguyen Van A 氏が、B 県の人民委員会主席の資格で署名した行政決定は、B 県の人民委員会主席による行政決定、行政行為と呼ぶことはできるが、Nguyen Van A 氏による行政決定と呼ぶことはできない

第3条 行訴法 6 条に規定する行政事件での損害賠償問題の解決

1. 行訴法 6 条 1 項の規定に従い、提訴人、行政事件において関連する権利義務を有する者は、同時に損害の賠償を要求することができる。この場合の損失は、行政決定、行政行為、懲戒免職決

定、競争事件処理決定についての不服申立解決決定を受けたことによる現実の損失である。提訴人、関連する権利義務を有する者が損害賠償を要求した場合、証拠を提出する義務を負う。必要な場合には、裁判所は、正確に事件が解決されることを保障するために裁判所は追加の証拠を収集することができる。

2. 損害賠償要求の解決を分離しなければならない場合は以下のとおりである。
 - a) 裁判所が、行政事件の中で損害賠償要求部分も一緒にすべて解決したが、判決中の損害賠償に関する決定部分についてのみ上訴又は異議申立てがあった、又は、判決中の損害賠償に関する決定部分が、第一審又は控訴審での再審理のために、控訴審、監督審又は再審の裁判所によって破棄された場合には、控訴・異議申立てされた又は第一審又は控訴審での再審理をするために破棄された賠償に関する決定部分の解決手続は、行政訴訟法の規定による。
〔例〕P 省の N 県人民裁判所の行政事件の第一審判決のうち損害賠償に関する決定部分のみが控訴された場合、P 省人民裁判所の行政法廷は行政訴訟の手続に従って解決することになる。P 省の N 県人民裁判所の行政事件の第一審判決のうち損害賠償に関する決定部分のみが、P 省人民裁判所により第一審の再審理のために破棄された場合は、N 県人民裁判所は行政訴訟の手続に従って第一審の再審理を行う。
 - b) 裁判所が、損害賠償要求の解決を他の民事訴訟事件として後に解決するために分離した場合は、その解決手続は、民事訴訟法の規定に従って行われる。

第4条 行訴法 30 条に規定する県級裁判所の管轄に属する訴願を省級裁判所が解決のために取り上げる必要がある場合

1. 県級の人民委員会、県級の人民委員会主席の行政決定、行政行為に対する提訴であって、多数の事柄に関連し複雑なもの。
2. 県級裁判所の解決管轄に属する行政決定、行政行為に対する提訴であるが、県級裁判所の裁判官が、訴訟の進行を拒否し又は変更されなければならない場合にあたるとき。
3. 事件の当事者又は財産が外国にある場合、あるいは、外国にあるベトナム社会主義民主主義共和国の外交代理機関あるいは外国の管轄権のある機関への司法委託が必要な場合。

第5条 行訴法 31 条に規定する提訴状と不服申立状を同時に提出している場合の管轄の確定

1. 提訴人が行政事件の提訴状を管轄裁判所に提出し、同時に、不服申立について審査権を持つ個人に対して不服申立状を提出している場合には、裁判所は提訴人に對し、解決機関を選択する文書の提出を要求しなければならない。もし、提訴人が文書を提出しない場合は、裁判所は、提訴人が解決機関を選択することについて調書を作成しなければならない。
2. 行政決定、行政行為が 1 人のみに関連し、その人が行政事件を管轄権のある裁判所に提訴している間に、同時に、不服申立について審査権のある個人に対して不服申立状を提出している場合は、解決は提訴人の選択に従う。提訴人が裁判所による解決を選択した場合、一般的の手続に従い、裁判所は事件の解決を受理し、同時に、不服申立について審査権のある個人に対して通知して、不服申立の解決にかかる記録（ある場合）の全部を裁判所に渡すよう要求する。提訴人が不服申立について審査権のある個人を選択した場合、裁判所は、行政訴訟法 109 条 1 項 g 号の規定を根拠として、提訴状及び付随資料を提訴人に返却する。不服申立の解決の期間が過ぎたが、いまだ不服申立が未解决である場合、あるいは、

既に解決されたが不服申立人が不服申立の解決に同意しなかつたため、行政事件について提訴状を出している場合は、一般の手続に従い裁判所が事件の受理を進めるために検討する。

3. 行政決定、行政行為が複数の人に関連する場合には、以下のように区別する。

- a) 1人の人が、管轄権のある裁判所に行政事件を提訴しているのと同時に、不服申立てについて審査権のある個人に対して不服申立状を出しているが、その他の複数の人は行政事件の提訴をしておらず、不服申立てについて審査権のある個人に対して不服申立てしていない場合には、解決管轄については本条 2 項に指導される場合のように決められる。
- b) 多くの人が管轄権のある裁判所に行政事件の提訴をしているのと同時に、不服申立てについて審査権のある個人に対して不服申立状を出していく、その全員が同様に 2 つの管轄権を持つ機関（裁判所あるいは不服申立てについて審査権のある個人）のうち 1 つを同じく選択した場合は、解決管轄については本条 2 項に指導される場合のように決められる。
- c) 多くの人が管轄権のある裁判所に行政事件の提訴をしているのと同時に、不服申立てについて審査権のある個人に対して不服申立状を出していく、そのうち 1 人ないし一部の人が裁判所の解決を選択し、1 人あるいは 1 人ないし一部が不服申立てについて審査権のある個人を選択した場合、あるいは、1 人あるいは 1 人ないし一部の人が行政事件を管轄裁判所に提訴し、1 人あるいは 1 人ないし一部が不服申立てについて解決権限のある個人に不服申立てをした場合、以下のように区別する。
 - C. 1) 提訴人及び不服申立て人の権利義務が互いに独立している場合は、提訴人の解決要求については裁判所の管轄に属し、複数の不服申立て人の不服申立ての解決は不服申立てについて審査権のある個人の管轄に属する。この場合、裁判所は提訴人の要求について解決を受理すると同時に、不服申立てについて審査権のある個人に対して、裁判所が提訴人の要求について解決を受理したことを通知する。
 - C. 2) 提訴人及び不服申立て人の権利義務が互いに関連し引き離すことができない場合は、受理した裁判所が一般の手続に従って事件を解決し、同時に、不服申立てについて審査権のある個人に対して通知し、不服申立ての解決にかかる記録の全部を裁判所に渡すよう要求をする（記録がある場合）。

第6条 裁判所が行政事件を受理したがその後、別の事件である、あるいは別の裁判所の管轄に属する事件であることがわかつた場合の解決

1. 一審手続に従った行政事件の解決過程の中で、それが行政事件ではなくて別の事件（民事、経済、労働）であることが発見されたが、その事件の解決が自身の管轄に属する場合には、裁判所は、その事件の解決について規定する訴訟法の一般的な手続に従い、再びその事件を解決すると同時に、各当事者及び同級の検察院に通知する。
2. 一審手続に従った行政事件の解決過程の中で、この事件の解決が別の裁判所の管轄に属することが発見された場合、行政事件の解決を割り当てられた裁判官は、行訴法 32 条 1 項に基づき、受理簿を消して、管轄のある裁判所に事件記録を渡すと同時に、各当事者及び同級の検察院に通知する。
3. 公判審理に付する決定を出した後に、その事件の解決が自身の管轄に属さないことを発見した場合は、裁判所は公判期日を開かなければならず、審理合議体は、行訴法 139 条 3 項を適用して審理を停止する決定を出し、管轄のある裁判所に事件記録を移送する。
4. 行政事件が控訴審で審理されている時に、本条 1 項及び 3 項において指導される場合に属する事件であることが発見された場合、

控訴審裁判所は、行訴法 205 条に基づき、訴訟手続の重大な違反として、第一審の判決、決定を破棄し、さらに、その事件の解決についての訴訟法の規定による一般手続に従い、事件を再び一審で解决するために、事件記録を管轄のある第一審裁判所に送る。

5. 行政事件を監督審、再審で審理している時に、本条 1 項及び 2 項において指導される場合に属する事件であることが発見された場合、監督審あるいは再審裁判所は、行訴法 225 条 3 項又は 237 条 2 項に基づき、訴訟手続の重大な違反として、法的効力のある判決、決定を破棄し、さらに、その事件の解決についての訴訟法の規定による一般手続に従い、事件を再び一審で解决するために、事件記録を管轄のある第一審裁判所に送る。

第7条 行訴法 33 条に規定する行政事件の併合、分離

1. 2つ又は複数の行政事件を別々に受理した裁判所は、後述の各条件を満たす時は、1 つの行政事件として解决するため、それらの事件を併合することができる。
 - a) 別々に受理した各事件が、1 人の提訴人が、同じ 1 つの機関、組織あるいは機関・組織の中の審査権のある 1 人の個人が発した行政決定又は行った行政行為に対してしたものであって、かつ、密接に関連している場合、あるいは、別々に受理した各事件が、複数の提訴人が 1 つの行政決定あるいは行政行為に対してしたものである場合。

〔例 1〕Nguyen Van A 氏は、土地回収決定及び A 氏の土地を回収するときの賠償計画に対する承認決定に対して提訴した。この 2 つの決定は、ともに B 県人民委員会が発したものであった。B 県の人民裁判所はそのまま 2 つの異なる行政事件として受理した。

〔例 2〕H 行政区の人民委員会主席が、Nguyen Van B 氏と Tran Thi C 女史に対して土地管理に関する 1 つの行政違反処罰決定を出した。B 氏と C 女氏はともに行政事件を提起したが、裁判所は、2 つの別々の行政事件として受理した。
 - b) 2 つ又は複数の行政事件を合わせて 1 つの行政事件に変えても、審理が、迅速に、効率的に、徹底的に行われ、審理の準備期間に違反しないことが保障されていること
2. 裁判所は、提訴を受けた行政事件が、複数の提訴人に関連し、その複数の提訴人の権利義務が互いに関連しない場合には、既に正しく受理した 1 つの行政事件を分けて互いに異なる複数の行政事件に変えることができる。

〔例〕行政区 N の人民委員会が、X 地区の 2 世帯に対して土地回収決定を出し、その中で個別の世帯ごとの回収する土地面積を確定していた。土地を回収された 2 人とも、N 行政区の人民裁判所に提訴し、裁判所が 1 つの行政事件として正しく受理した。この場合、上記の 2 世帯の権利義務は互いに独立し、関連していない。したがって、裁判所は上記の事件を異なる 2 の事件に正しく分けることができる。

第8条 行訴法 41 条 1 項及び 8 項に規定する、当事者の親戚である、又は任務を行う際に公平ではないであろうと認められる明確な根拠がある、訴訟進行人が拒絶され又は変更されなければならない場合

1. 当事者の親戚とは、当事者との間で後述の関係のある者をいう。
 - a) 当事者の妻、夫、父、母、養夫、養母、実子、養子
 - b) 当事者の父方の祖父母、母方の祖父母、血縁関係のある兄弟姉妹
 - c) 血縁関係のある当事者の伯父、叔父、伯母、叔母
 - d) 血縁関係のある当事者の孫、姪、甥。つまり、当事者が父方の祖父母、母方の祖父母、血縁関係のある伯父・叔父、血縁関係のある叔母である場合。
2. 行政訴訟法 41 条 1 項から 7 項の各項に規定されている各場合の他、その者について、任務を行うに際して公平ではないであろうと判

断する明確な根拠がある別の場合においても（感情関係、姻戚関係、仕事関係、経済関係がある場合）、裁判官、人民参審員、検察官、裁判所書記官について、任務を行うに際して公平ではないと肯定してもよい明確な根拠がある。例えば、人民参審員が提訴人と深い糾で結ばれる兄弟である場合や裁判官が関連する権利義務を有する個人の婿である場合など。

任務を行うに際して公平ではないであろうと判断するための明確な根拠あると見ることができる同様の場合として、行政事件審理の公判期日において検察官、裁判官、参審員及び裁判所書記官が、互いに親戚である場合、あるいは、行政事件の控訴審理の仕事を割り当てられた裁判官、人民参審員、検察官に、その事件の第一審及び控訴審の審理に参加した裁判官、人民参審員、検察官の親族がいる場合がある。

第9条 行訴法 42 条に規定する裁判官、人民参審員の交代

1. 行訴法 42 条 2 項の規定に従い、裁判官、人民参審員が、審理合議体の中の別の構成員と親族である場合には、その裁判官、人民参審員は、訴訟の進行を拒絶しなければならず、あるいは、変更されなければならない。ただし、審理合議体の中の二人が互いに親戚である時、1人だけが拒絶し、あるいは変更されるものとする。誰を変更するかについては、その公判期日が開始する時までは、裁判所の所長が決定し、その公判期日においては、その審理合議体が決定する。同じ 1 つの審理合議体の中の裁判官、人民参審員が互いに親族であるかどうかの確定は、この議定 8 条 1 項項における指導に従い同様に決定する。
2. 行訴法 42 条 3 項の規定に従い、裁判官、人民参審員は、既にその事件の第一審、控訴審、監督審、再審の審理に参加している場合には、訴訟の進行を拒絶しなければならず、あるいは、変更されなければならない。“既にその事件の第一審、控訴審、監督審、再審の審理に参加した”とは事件の解決に参加して第一審、控訴審の判決、監督審又は再審の決定、事件を停止する決定を出していることをいう（最高人民裁判所裁判官評議会又は省級裁判所の裁判官委員会の構成員であるため監督審、再審の手続に複数回なお同じ 1 つの事件の審理に参加できる場合を除く。）。

第10条 行訴法 51 条 3 項に規定する提訴された決定を被提訴人が修正又は取り消す場合

行政訴訟法 51 条 3 項の規定に従い、行政事件の解決過程において、被提訴人は、提訴を受けた行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の不服申立解決決定、選挙人名簿を、修正又は取り消す権限を有する。したがって、行政事件の解決過程において、被提訴人は、被提訴人が、提訴を受けた行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の不服申立解決決定、選挙人名簿を、修正又は取り消した場合には、裁判所は、提訴人、独立した要求をしている関連する権利義務を有する個人に通知し、以下のように区別する。

1. 提訴人、独立した要求をしている関連する権利義務を有する個人が、ともに提訴状、要求を取り下げた場合、裁判所は、行政訴訟法 120 条 1 項 b 号に基づき、事件の解決を停止する決定を出す。
2. 提訴人、独立した要求をしている関連する権利義務を有する個人が、ともに提訴状、要求を取り下げなかった場合は、裁判所は、一般の手続に従って事件の解決を継続する。この場合、裁判所は、法律の規定する具体的、個別的な場合に従って、提訴を受けた決定及び提訴を受けた決定を修正又は取り消す決定の適法性について検討しなければならない。
3. 提訴人が提訴状を取り下がったが、独立した要求をしている関連する権利義務を有する個人が要求を取り下げなかつた場合は、裁判所は、提訴人の要求に対しては解決を停止し、関連する権利義務を有する者の独立した要求に対する解決を継続する。この場合、関連する権利義務を有する個人が提訴人となる。
4. 提訴人が提訴状を取り下がず、独立した要求をしている関連する

権利義務を有する個人が要求を取り下げた場合は、関連する権利義務を有する個人の要求に対する解決を停止し、一般的の手続に従い提訴人の要求に対する解決を継続する。

第11条 行訴法 56 条に規定する証人の引致、証人の誓約義務、証人の報告拒否

1. 審理合議体は、後述の条件を満たす場合には、公判期日において証人となる者を引致する決定を出すことができる。
 - a) 証人となる者が、規定の方式のとおりに召喚されたが、正当な理由がないのに公判期日に出頭しない場合。
 - b) 証人となる者が公判期日に欠席したことにより、事件の審理に障害が生じる場合。
 - c) 証人となる者を公判期日において引致することが、審議合議体が評議のために評議室に入る前に行うことができる場合。

証人となる者を引致する決定は、公安省通達 2003 年 10 月 9 日“人民警察に属する防衛及び司法共助を行う警察勢力が行う司法共助活動に対する指導”的規定に従って行うために、これを、管轄のある人民警察に属する防衛及び司法共助を行う警察勢力に対して速やかに送られなければならない。

2. 審理準備段階及び公判期日において、裁判官又は審理合議体は、証人となる者が未成年である場合を除いて、証人となる者に対し、裁判所の前で、証人の権利義務を履行する旨誓約すべきことを要求する。証人となる者が誓約する事柄は、以下の各内容を含まなければならない。

- a) 証人となる者の権利義務について裁判所から明確に説明されていることの誓約
- b) 裁判所の前で誠実に報告することの誓約
- c) 自分自身で供述することについて法律の前で完全な責任を引き受けることの誓約

公判準備段階における証人となる者の誓約は証人となる者の供述調書に記載される。公判期日における証人となる者の誓約は公判期日調書に記載される。

3. 証人となる者は、自身の供述が国家の秘密、職業の秘密、経営の秘密、個人の秘密に関連する場合又はその供述の報告が自身の親族関係にある者に対して悪影響があるとか、罪を着せることになる場合には、供述の報告を拒絶することができる。この場合、もし報告を拒絶することに根拠がない場合には、裁判官は証人となる者にその旨説明しなければならず、証人となる者は法律の規定に従って責任を引き受けなければならない。

- a) 国家の秘密に関連するとは、法的権限のある各国家機関の各法規範文書の中で、機密、極秘、秘という各段階で定められている問題（通信、ニュース、内容）に関連するものである。

- b) 職業の秘密、経営の秘密、個人の秘密に関連するとは、証人となる者に対して法律上守られるべき職業の秘密、経営の秘密、個人の秘密に関連するものである。

- c) 事件の中で当事者に生じる悪影響とは、自身の親戚関係にある者が、その証人となる者が供述したために私的事項が知られることによって生じる、証人となる者の親戚関係にある当事者の幸福、名誉、人品、威信に与える悪影響、あるいは、当事者の生活、活動、生産、経営の中で生じるその他の悪影響である。

証人となる者の親戚関係にある者であるかどうかの確定は、この規定 8 条 1 項の指導されるとおり決定される。

第 2 章 提訴及び第一審の手続に関する一部の規定

第12条 行訴法 104 条に規定する提訴時効

1. 行政訴訟法 104 条 2 項の規定に従い、行政決定、行政行為、懲戒免職決定に関する提訴時効は、1 年とし、この期間は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定があつたことを受け取った日、又は知つた日から計算する。したがつて、提訴時効の起算点を確定するためには、どの事件が「受け取つた日から計算する」、「知つた日から計算する」場合にあつるのかについては、行政決定、行政行為、懲戒免職決定によって直接影響を受ける対象に基づく必要があり、以下のように区別される。
 - a) 個人、機関、組織が、行政決定、懲戒免職決定によって直接影響を受け、彼らが決定を受け取る対象である場合には、提訴時効の起算点は、行政決定、懲戒免職決定を受け取つた日から計算する(行政決定、懲戒免職決定を出した機関、権限のある個人によって直接渡される場合の他、法律の規定に従つて、郵便局職員を通じて、あるいは、地方政権、別の個人を通じて受け取る場合)。例え:N 氏は、2011 年 7 月 8 日、氏に対して面積 150 m² の土地使用権の証明書を発行する旨の B 行政区の人民委員会の 2011 年 2 月 10 日付けの決定を受け取つた。N 氏の B 行政区の人民委員会の 2011 年 2 月 10 日付けの決定に対する提訴時効の起算点は、その決定を受け取つた日(2011 年 7 月 8 日)から計算する。
 - b) 個人、機関、組織が行政決定、懲戒免職決定によって直接影響を受ける対象ではなく、彼らが決定を受け取る対象ではなく、実際にその決定を受け取らない場合には、提訴時効の起算点は、彼らがその決定を知つた日から計算する。第 1 項 a) で挙げた例の場合、土地使用権の証明書が発行された後に、N 氏が 150 m² の土地面積を囲む塀の設置工事を行つた。N 氏の隣人であった Q 氏は、N 氏が、Q 氏の土地面積を超えて塀を設置したと考えている。2011 年 7 月 28 日、N 氏は、Q 氏に対して N 氏に対して発行された土地使用権の証明書を見るように促したところ、Q 氏は、N 氏が土地使用権の証明書を発行してもらっている土地面積の一部が、Q 氏の土地分であることがわかつた。この場合、Q 氏の B 行政区の人民委員会の 2011 年 2 月 10 日付けの決定に対する提訴時効の起算点は、Q 氏がその決定を知つた日(2011 年 7 月 28 日)から起算する。
 - c) 国家行政機関、別の機関、組織あるいはその機関・組織の中で審査権のある個人の行為であつて、法律の規定に従つて任務、公務を遂行するものである場合、提訴時効の起算点は、その行政行為が行われた日(例え、個人、機関、組織がその行政行為を行つたこと証見したとき)、あるいは、その行政行為が行われた時点について報告した日(例え、個人、機関、組織がその行政行為をしたことを証見することができなかつたが、その行政行為が行われた時点について、権限のある機関が報告した場合)、あるいは、その行政行為を知つた日(例え、個人、機関、組織がその行政行為を行つたことを証見することができず、行政行為を行つた時点について報告する権限のある機関もこれができなかつたが、彼らが、その行政行為が行われたことを、別的情報源や別の個人を通じて知つた場合)、から計算する。
《例 1》県の人民委員会主席は、2011 年 7 月 10 日、H 氏の違法建築家屋を強制的に撤去する勢力・手段を組織し、H 氏はその家屋の撤去に立ち会つた。違法な建築家屋撤去行為に対する H 氏の提訴時効の起算点は、その撤去行為が行われた日(2011 年 7 月 10 日)から計算する。

《例 2》本項 c 号で挙げた例 1 の中で、T 氏は、強制撤去された H 氏の家沿いに家を持っていたが、H 氏の家の強制撤去の際に T 氏は外国に仕事を行つてゐた。T 氏は、2011 年 7 月 15 日、ちょうど仕事から戻ってきたところ、自分の家の塀が壊されているのに気づき、隣人から H 氏の家の強制撤去されたことを詳しく話してもらった。T 氏が、氏の

適法な権利利益を直接侵害する違法建築家屋の撤去という行政行為に対して提訴した場合、T 氏のその違反建築家屋の強制撤去行為に対する提訴時効の起算点は、T 氏が H 氏の家屋の強制撤去行為が行われたことを詳しく話してもらった日(2011 年 7 月 15 日)から計算する。

- d) 国家行政機関、別の機関、組織、あるいは、機関・組織の中で審査権のある個人が、法律の規定に従つて任務、公務の遂行しない場合、提訴時効の起算点は、機関、組織あるいは機関、組織の中で権限のある個人が法律の規定に従つて遂行しなかつた任務、公務についての法律の規定による期限が終了した日から計算する。
《例》ビジネスを営んでいる A は、法律の規定に従つて必要な商業登記の記録を提出したが、商業登記に関する証明書を発行する期限が終了したのに、A に対して依然として商業登記に関する証明書を発行されていないという場合、提訴時効の起算点は、商業登記に関する証明書を発行する期限が満了した日から計算する。

2. 不可抗力あるいは別の客観的障害により提訴時効に算入しない時間は、後述の事情が生じている一定時間とする。

- a) 天災、伝染病禍、戦争の必要、戦争への従事などの、提訴権を有する者にとって、提訴時効の範囲内で提訴することが不可能となる不可抗力あるいは客観的障害がある。
- b) 提訴権を持つ個人が未成年である、民事行為能力を喪失している、又は民事行為能力が制限されている場合に、代理人がない。
- c) 未成年、民事行為能力喪失者、制限民事行為能力者の代理人が死亡した場合に、別の代わりの代理人がない、あるいは、代理を継続することができない別の正当な理由がある。

第13条 行訴法 105 条に規定する提訴状の修正、補充

1. 提訴状を受け取つた時あるいは提訴状を受け取つた後に、提訴状が行政訴訟法 105 条に規定する各内容を十分に含んでいないと認める場合には、以下の場合に応じて解決する。
 - a) 行訴法 105 条 1 項に規定する各内容を十分に含んでいない提訴状の場合は、提訴状の修正、補充の要求に基づき、裁判所は、提訴人に対して、裁判所が定めた一定期限内に提訴状を修正、補充することを要求する。なお、この期間は、提訴状を修正・補充するよう要求した裁判所の文書を提訴人が受け取ることができた日から計算して、10 日を超えてはならない。
 - b) 提訴状に記載された提訴の対象が不服申立解決決定であつて行訴法の規定によれば、行政事件の提訴の対象に属しない場合は、提訴人に対してその不服申立解決決定は行政事件の提訴の対象に属しないことを説明した上、提訴人に対して、本項 a 号に指導される期間内に、提訴の対象について提訴状を修正、補充することを要求する。
2. 提訴状の修正・補充の要求は文書でなされなければならず、その文書の中で、明確に修正・補充が必要な問題を掲げて、提訴人に對し、この文書の内容を実現するように知らせなければならない。この文書は、直接交付しても良いあるいは郵便局を通じて提訴人に送付してもよい。この文書の交付・送付は、監理簿に記録されなければならない。
3. 提訴状の修正・補充を行うための時間は、提訴時効の期間には算入しない。提訴の日は提訴状を提出した日として確定され、それはこの議決 14 条に指導されるに従つて確定される。
4. 裁判所は、提訴人が裁判所の要求に従つて提訴状を修正・補充した後、行政訴訟法 111 条に規定する一般手続に従い事件の受理を継続する。裁判所が定めた期間を過ぎても提訴人が裁判所の要求に従つた修正・補充をしない場合は、裁判所は、109 条 1 項 h 号

の規定に基づき、提訴人に対し、提訴状及び付隨する資料・証拠を返却する。

第14条 行訴法 106 条に規定する提訴日の確定

1. 提訴人が、行訴法 106 条 1 項 a 号の規定に従って、直接裁判所に提訴状を出した場合、提訴の日は提訴状を出した日である。
2. 当事者が、行訴法 106 条 1 項 b 号の規定に従って、郵便局を通じて裁判所に提訴状を郵送した場合、提訴の日は郵送した場所の郵便局の印にある日である。封筒上の郵便局の印からは年月日を確定することができない場合には、以下のとおりとする。
 - a) 裁判所が、郵便局からの配達によって提訴状を受け取った日において、いまだ提訴時効が満了していない場合は、裁判所が郵便局からの配達によって提訴状を受け取った日が、提訴の日となる。
 - b) 裁判所が、郵便局からの配達によって提訴状を受け取った日において、既に提訴時効が満了している場合は、当事者が郵便局に提訴状を出した日の確定を行わなければならず、以下のように分別する。
当事者が郵便局に提訴状を出した日を確定できた場合は、当事者が郵便局に提訴状を出した日が提訴の日となる。
当事者が郵便局に提訴状を出した日を確定できない場合は、当事者が提訴状に記載した日付が提訴の日となる。
3. 不服申立状を提出しつつ、提訴状も提出しており、提訴人が不服申立の解決権限のある機関を選択した場合、行政決定に対する提訴の日は、先に不服申立をしていたとしても、最初に提訴状を提出した日である。新しい内容を含む不服解決決定に対する提訴のみをしている場合は、提訴の日は、不服申立解決決定に対する提訴状を提出した日である。この各場合の提訴日の確定は、本条 1 及び 2 項の指導に従って行う。
4. 行訴法 32 条 1 項及び 139 条 3 項の規定及びこの議決 6 条及び 18 条による指導に従い、別の裁判所に事件を移送する場合、提訴の日は、管轄を誤って受理をした裁判所に提訴状を提出した日であり、本条 1, 2 及び 3 項の指導に従い確定される。

第15条 行訴法 117 条に規定する第一審の公判準備期限

1. 行政事件の第一審の公判準備期限は、行訴法 104 条 2 項 a 号に規定する場合に該当する事件についてはその受理の日から 4 か月、行訴法 104 条 2 項 b 号に規定する場合に該当する事件についてはその受理の日から 2 か月とする。複雑あるいは客観的障害がある事件の場合に限っては、公判の準備期限は最長で、行訴法 117 条 1 項 a 号に規定する場合は 6 か月、行訴法 117 条 1 項 b 号の規定する場合は 3 か月、をそれぞれ超えないものとする。
 - a) 「複雑な事件」とは、多数の当事者がおり、多数の領域に関連する事件、資料が多数あり、各証拠が互いに矛盾していて、事件記録の各資料を取り調べて総合するために又は専門機関の意見を聴取るために追加の時間が必要である、又は、複雑な技術の鑑定が必要である事件。現に外国にいる外国人、あるいは、外国に住み、学習し、仕事をしているベトナム人が当事者である事件をいう。
 - b) 「客観的障害」とは、この議決 12 条 2 項 a 号に指導されている障害であって、裁判所にとって、規定されている期限内に事件の解決をすることが不可能になる客観的状況に基づく障害である。
〔例〕山岳部にある L 省の M 県の人民裁判所が、既に事件を公判に付する決定をし、その中で、公判期日を開く日を定めた。しかしながら、公判期日の 2 日前に、鉄砲水が起きた。M 県の人民裁判所の庁舎が壊されてしまった。鉄砲水の被害の修繕のために、庁舎の修理が必要であったため、M 県の人民裁判所が定めた期限内で公判期日を開くことができないという場合。

2. 行訴法 117 条 1 項において規定し、本条 1 項において指導される期限内に、公判期日で裁判長を務める裁判官は、後述の各決定のうち、1 つを出さなければならない。

- a) 事件を公判に付する決定
- b) 一時的に事件の解決を停止する決定
- c) 事件の解決を停止する決定

3. 事件を公判に付する決定があり、その決定があつた日から起算して、20 日の期限内に公判期日が開かれないと場合は、正当な理由がある場合に限り、この期限を最長で 10 日を超えないで延長することができる。

「正当な理由」があるとは、あらかじめ予期することができない一定の客観的事情が起きた場合である。事件を公判に付する決定の中に名前がある訴訟進行人を変更して仕事を再度割り当てなければならないのに、権限を有する者が交代する別の者を指名していない場合。複雑な事件で、相違する多くの審級の裁判所で既に何度も審理がされていて、そのため、その事件の審理を進行するための充分な裁判官がおらず、事件を上級の裁判所に渡さなければならぬか、別の裁判所から裁判官が特別に派遣されるのを待たなければならず、裁判所が、定めた期限内に公判期日を進行することができない場合。

4. 事件の解決を一時的に停止する決定がある場合、公判準備期限は、事件の解決を一時的に停止する決定が出された日に終了する。公判準備期限は、一時的に停止する事由が止み、裁判所が事件の解決を継続する日から再び起算される。

第16条 行訴法 126 条に規定する公判期日の一時停止

1. 行訴法 126 条 2 項 2 号の規定に従い、特別な場合においては、5 営業日を超えない範囲で審理を一時的に停止することができる。一時停止期間が終了したら、事件の審理は継続される。したがって、審理合議体が、公判期日を一時的に停止すると決定した場合にその後審理が継続される時は、審理合議体は、審理を最初から再び進行するということはしてはならない。審理を一時的に停止する「特別の場合」とは、後述の各場合のうち 1 つに該当する場合である。
 - a) 論争又は評議の間、審理合議体が、確実に事件を解決するためには資料・証拠をさらに検討する必要であると判断したとき
 - b) 不可抗力又は客観的障害により、公判期日を継続することができないとき。
〔例〕審理の最中に、裁判官又は人民参審員が、病気になり、審理を継続することができず、最初から公判期日に参加し、交代するできる候補の裁判官も人民参審員もいない場合
 - c) 提訴人、被提訴人又は別に訴訟に参加している者が、公判期日を止める旨提案し、審理合議体が、一時的に公判期日を停止することを承認し、行訴法 136 条に規定する公判期日を延期しなければならない場合に属しない場合
〔例〕公判期日において、各当事者が、互いに対話をした結果、被提訴人が行政決定を修正、補充、変更又は取り消し、あるいは提訴を受けた行政行為を停止し又は克服するために、提訴人が提訴要求の取り下げを検討するために、公判手続を一時的に停止することを同意するに至った場合
2. 公判期日の一時停止は、公判期日調書に記載され、その他の訴訟参加人に対して通知する。

第17条 行訴法 128 条 1 項に規定する特別な場合における第一審審理合議体の構成

以下の場合、審理合議体は、2 人の裁判官と 3 人の人民参審員によって構成される。

1. 多数で複雑な対象に関連する省級の人民委員会、省級の人民委員会主席の行政決定、行政行為に対する提訴
2. 競争事件処理決定に関する不服申立解決決定に対する提訴

第18条 行訴法139条3項に規定する事件の審理の停止と管轄のある裁判所ネオ事件記録の移送

行訴法139条3項の規定に従い、当事者が、新しい行政決定を提出し、その行政決定が提訴を受けた決定に関連し、第一審の審理を行っている裁判所の管轄に属しない場合には、審理合議体は、事件の審理を停止し、管轄のある裁判所に事件記録を送付する。この場合における新しい行政決定とは、行訴法の規定及び本議決1条1項における指揮によって行政事件の提訴の対象に属する行政決定であるが、その決定が提訴されれば、第一審の審理を行っている裁判所の管轄に属しない決定である。

第19条 行訴法171条1項に規定する選挙人名簿の関する訴願の解決に対する行訴法の他の規定の適用

行訴法171条1項に規定する「この法律の他の規定」とは、行訴法11章に属しない規定であるが、行訴法11章の規定に反しないで適用されるものである。公判期日の延期、第一回公判期日前に検討のために検察院に対してする事件記録送付に関する規定、控訴審手続に関する規定を除く。

第3章 控訴審手続に関する一部の規定

第20条 行訴法174条に規定する控訴審手続に従った控訴

1. 提訴した当事者及び当事者、機関、組織の代理人は、第一審裁判所の判決、事件の解決を一時的に停止する決定、事件の解決を停止する決定に対して、上級裁判所に対して直接、控訴審の手続に従って事件の再解決を要求するために控訴状を提出する権利を有する。
2. 行政訴訟行為能力を十分に有している当事者は、自ら控訴状を提出することができる。控訴状の控訴人氏名・住所欄に、控訴をした控訴人の氏名、住所を記載しなければならない。同時に、控訴状の末尾に、その当事者は氏名を自署し、又は押印を押さなければならない。
3. 本条2項において指導される当事者が、もし自分で控訴することができないときは、自己のために別の個人を代理人として控訴を委任することができる。控訴状の控訴人氏名・住所欄に、控訴をした控訴の委任に基づく代理人の氏名、住所、控訴を委任した当事者の氏名、住所を記載し、委任状を添付しなければならない。同時に、控訴状の末尾に、委任に基づく代理人は名前を自署し、又は押印を押さなければならない。
4. 当事者である機関、組織は控訴権を有する。当事者である機関、組織の法定代理人は自ら控訴状を提出することができる。控訴状の控訴人氏名・住所欄に、当事者である機関、組織の名前・住所、当事者である機関、組織の法定代理人の氏名、職務を記載しなければならない。同時に、控訴状の末尾に、法定代理人は、名前を自署し、その機関、組織の印を押さなければならない。
5. 当事者である機関、組織の法定代理人が機関、組織のために別の代理人に控訴を委任した場合には、控訴状の控訴人氏名・住所欄に、当事者である機関、組織から委任を受け控訴をした代理人の氏名・住所、当事者であるその機関、組織の法定代理人の氏名、職務を記載し、委任状を添付しなければならない。同時に、控訴状の末尾に、委任に基づく代理人は名前を自署し、又は押印を押さなければならない。
6. 未成年、民事行為能力喪失者、制限民事行為能力者が当事者である場合の法定代理人は、自ら控訴状を提出することができる。控訴状の控訴人氏名・住所欄に、法定代理人の氏名・住所、当事者である未成年、民事行為能力喪失者、制限民事行為能力者の氏名・

住所を記載しなければならない。同時に、控訴状の末尾には、控訴人は氏名を自署し、又は押印を押さなければならない。当事者の法定代理人が別の代理人に控訴を委任した場合、控訴状の控訴人氏名・住所欄に、委任に基づく代理人の氏名、住所を記載し、委任状を添付しなければならない。委任をした当事者の法定代理人の氏名、住所、当事者である未成年、民事行為能力喪失者、制限民事行為能力者の氏名・住所も記載しなければならない。同時に、控訴状の末尾に、委任に基づく代理人は名前を自署し、又は押印を押さなければならない。

6. 本条3項ないし5項において指揮される委任については、合法性が公証、実証された真正な文書によってなされなければならない。裁判官又は裁判所の裁判長によって仕事を割り当てられた裁判所職員の立ち合いにより裁判所において作成された委任状である場合は除く。委任状には、当事者が、委任に基づく代理人に対して、第一審裁判所の判決、事件の解決を一時的に停止する決定、事件の解決を停止する決定に対して控訴することを委任する旨の内容が含まれていなければならない。

第21条 行訴法188条に規定する控訴、異議申立の修正、補充

1. 裁判所は、以下のように異議申立てをした検察院による異議申立ての変更、補充に対して承認する。
 - a) 行訴法183条に規定する異議申立ての期限がまだ終了していない場合、異議申立てをした検察院は、最初の異議申立ての範囲に限り、異議申立てを変更、補充する権限を有する。
 - b) 行訴法183条に規定する異議申立ての期限が終了している場合、公判期日が開かれる前又は公判期日において、異議申立てをした者は、異議申立てを変更、補充する権限を有する。ただし、異議申立ての期限内に異議申立てをした範囲を超えることはできない。
2. 裁判所は、以下のように、控訴をした当事者による控訴の変更、補充を承認する。
 - a) 行訴法176条に規定する控訴の期限がまだ終了していない場合、控訴をした当事者は、最初の控訴の範囲に限り、控訴を変更、補充する権限を有する。
 - b) 行訴法176条に規定する控訴の期限が終了している場合、公判期日が開かれる前又は公判期日において、控訴をした者は、控訴を変更、補充する権限を有する。ただし、控訴の期限内に控訴をした範囲を超えることはできない。

第22条 行訴法191条に規定する控訴審審理の一時停止決定が出た場合の公判準備期限の確定

行政事件の控訴審審理を一時的に停止する決定がある場合、公判準備期限は、一時的に停止する決定を出した日に終了する。控訴審の公判準備期限は、一時的に停止する事由が止んだ時に控訴審裁判所が控訴審審理を継続する日から再び計算する。

第4章 施行条項

第23条 施行の効力

2011年7月1日最高人民裁判所裁判官評議会によって承認されたこの議決は、発布の日から起算して45日後に施行するものとし、1998年12月25日及び2006年4月5日に若干の規定を修正・補充した行政事件解決手続令に基づき、若干の修正・補充された行政事件解決手続令の若干の規定の施行を指導する2006年8月4日の最高人民裁判所裁判官評議会の議決に代わるものとする。

チュン・ホア・ビン